

大項目	Q.質問	A.回答
制度・適用条件	割引が適用となる対象期間はいつからいつまででしょうか。	【予約開始】 令和4年10月20日(木)正午からです。 【事業期間】 令和4年10月20日(木)から令和4年12月20日(火)まで(12月21日チェックアウトを含む)の旅行が対象です。 なお、上記は「ただいま東京プラス」の事業期間であり、助成金が適用となる対象期間は都道府県により異なりますので、必ず各都道府県の定めをご確認ください。
制度・適用条件	事業期間より前に予約済の旅行・宿泊は割引対象になるのでしょうか。	10月20日(木曜日)正午より前に予約された対象期間における旅行は、本事業の要件を満たす場合には、事業者の判断により対象とすることができます。必要な手続きについては旅行事業者等にお問い合わせください。
制度・適用条件	1回の旅行で、都県境をまたぐ周遊を含む場合は対象となりますか。また、その場合の助成内容はどのようになりますか。	周遊旅行についても対象となります。 ご利用いただく旅行プランが対象か詳細についてはご利用される旅行会社へお問い合わせください。
制度・適用条件	本人確認・居住地確認のための書類について具体的に教えてください。	「ただいま東京プラス」本人確認・居住地確認のための本人確認書類等一覧 https://ryokoshientokyo.jp/pdf/ryokoshientokyo_identification_221007.pdf をご確認ください。
制度・適用条件	旅行代金から直接割引されるクーポンを利用して申込をしました。その場合、クーポンで割引された旅行代金部分も助成の対象となりますか。	旅行事業者や宿泊事業者が発行する割引クーポンの併用は可能です。 ただし、割引額の算出は、旅行事業者や宿泊事業者が発行する割引クーポンを先に適用し、適用した後の旅行代金を基準として本事業による割引を適用してください。旅行事業者や宿泊事業者が発行する割引クーポンを適用した後の旅行代金が、旅行代金下限(平日:5,000円、休日:2,000円)の合計額を下回る場合は割引はご利用出来ません。
制度・適用条件	全国旅行支援以外の助成制度(市区町村が実施する割引等)との併用はできますか。	市区町村が実施する割引等の全国旅行支援以外の助成制度との併用は可能です。ただし、併用が可能か否か等につきましては市区町村等にもご確認ください。 割引額の算出は、全国旅行支援以外の助成制度による割引を先に適用し、適用した後の旅行代金を基準として本事業による割引を適用してください。全国旅行支援以外の助成制度による割引を適用した後の旅行代金が、旅行代金下限(平日:5,000円、休日:2,000円)の合計額を下回る場合は割引はご利用出来ません。
制度・適用条件	外国人の旅行も本事業の対象になりますか。	日本国内に在住している外国人の方は対象となります。
制度・適用条件	日本在住の外国人において、本人確認書類として認められている確認書はなんですか？	日本国内に居住されており、それを証明出来る公的書類(在留資格)があれば対象となります。 また、本事業の利用に必要な本人確認・居住地確認書類は以下のとおりです。 ■日本在住の外国人 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ■在日米軍(軍の構成員) 【在日米軍(軍の構成員)】 ・軍発行の本人確認書類 【在日米軍(軍國と軍構成員の家族)】 ・アメリカ政府発給のパスポート ■外交官 ・外交旅券または公用旅券 ・駐日外国公館に勤務する外交官等に対して発行可能な「住居証明書」等
制度・適用条件	日本へ一時帰国中の海外在住の日本人は対象ですか。	本事業の対象者は、日本人であっても日本国内居住者に限られています。 海外在住で一時帰国中の日本人で現在国内での居住実態がない人は対象外です。
制度・適用条件	旅行会社を介さずに宿泊施設が旅行者に直接宿泊商品を販売する場合(いわゆる宿直販の場合)について、宿泊代金の割引支援の対象となるのでしょうか。HPによる申し込みの場合はどうでしょうか。電話による申し込みの場合はどうでしょうか。	ただいま東京プラスに参画登録をしている宿泊事業者が直接販売する商品の場合、割引支援対象となります。HPや電話等、申込方法は問いません。 申込時には必ず「ただいま東京プラス利用規約」の内容を理解し、同意したうえで割引支援対象商品にお申込みください。また、チェックイン時には宿泊事業者より渡されるクーポン受領証兼利用申込書に記入のうえ、宿泊事業者へ提出してください。
制度・適用条件	住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る国内の住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む国内の施設(民泊)は本事業の対象でしょうか。	旅行事業者が販売する旅行商品に組み込まれる宿泊施設としては対象です。自身の施設を直接取り扱う宿泊商品(宿直商品)は対象外です。
制度・適用条件	事前に予約した宿泊代金以外に、宿泊施設の滞在中に購入しチェックアウト時に支払ったものの代金も助成の対象となるのでしょうか。	事前に予約を行っていたもののみが助成の対象となります。例えば、朝食付宿泊プランとして申込を行っていた場合は朝食代金も対象に含まれますが、宿泊施設滞在中に追加で注文した商品・サービスについては助成の対象とはなりません。
制度・適用条件	助成対象となる日帰り旅行商品の条件について教えてください。	日帰り旅行は、次のA群とB群をそれぞれひとつ以上組み合わせた旅行商品です。 A群: 旅行開始日と同日中に出発地に戻る事が予定されている往復の運送サービス(出発地と目的地が別の地域であり、目的地への移動と考えられる距離の移動を伴うもの) B群: 旅行目的地での消費に寄与する現地アクティビティ等(運送・宿泊以外の旅行サービス)

大項目	Q.質問	A.回答
制度・適用条件	宿泊施設のデユース利用は、宿泊代金の助成対象となりますか。	<p>宿泊商品、宿泊旅行商品、交通付き宿泊旅行商品においては、デユース利用は宿泊にあたらなため、対象外です。日帰り旅行商品においては、寝具提供を伴う等宿泊サービスとなるようなデユースは対象外ですが、寝具提供のない客室利用のデユースにつきましては日帰り旅行のB群に含める事が出来ますので、A群と組み合わせることにより対象となります。</p> <p>A群：旅行開始日と同日中に出発地に戻る事が予定されている往復の運送サービス（出発地と目的地が別の地域であり、目的地への移動と考えられる距離の移動を伴うもの） B群：旅行目的地での消費に寄与する現地アクティビティ等（運送・宿泊以外の旅行サービス）</p>
制度・適用条件	レンタカー代・マイカー利用は旅行・宿泊代金の助成支援の対象となりますか。	レンタカー代のみ場合は対象となりませんが、「宿泊+レンタカー」のセットプランの旅行商品等で事前の予約を行っており、レンタカー代が旅行代金に含まれるのであれば助成の対象となります。なお、マイカー利用にかかる費用は対象とはなりません。
制度・適用条件	宿泊税・入湯税は助成対象になりますか。	旅行出発までに予約が完了し、旅行代金として確定している場合、対象となります。
制度・適用条件	事業は中止されることがありますか。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業予定期間内であっても、本事業の執行を中止・停止することがあります。</p> <p>また、感染状況などを考慮したうえで対象都道府県の区域が緊急事態措置区域として公示された場合、または対象都道府県の区域がまん延防止等重点実施区域として公示され、当該まん延防止等重点実施区域に係るまん延防止等重点措置区域が定められた場合及び対象都道府県の感染状況が相当程度悪化していると国が判断する場合には、当該都道府県の全部若しくは一部の区域の居住者による旅行に対して、本事業を活用した割引等事業を停止する場合があります。</p>
制度・適用条件	利用予定施設で感染症拡大がみられ業務停止となった場合、本事業で補填されないのですか。旅行者はキャンセル料を払うのですか。	補填の対象となりません。キャンセル料については各商品を取り扱う登録旅行者等の旅行約款等による取り扱いによります。
制度・適用条件	自己（旅行者）都合によるキャンセル料は、本事業で補填されないのですか。	補填の対象となりません。キャンセル料については各商品を取り扱う登録旅行者等の旅行約款等による取り扱いによります。
制度・適用条件	児童・生徒等の修学旅行、宿泊研修などは対象ですか。	対象となります。
制度・適用条件	修学旅行等を引率する教員の扱いはどうなりますか。	引率教員も対象となります。ただし公費で出張する教員は助成の対象外となります。
制度・適用条件	大人2人と、旅行代金がかからない乳幼児（旅行代金は0円）1人の計3人で旅行する場合、助成はどのようになりますか。	<p>旅行代金がかからない乳幼児1名としてカウントして算出（例1）できますが、乳幼児を入れる事で下限額を下回り助成の対象外になる場合には、含めずに計算（例2）することもできます。</p> <p>（例1）合計旅行代金が80,000円（大人1人1泊 20,000円・乳幼児1人1泊0円、大人2人・乳幼児1人、2泊3日の場合）の平日における宿泊商品（交通なし） ○乳幼児を含めて3名で計算した下限額：平日の下限額5,000円×3名×2泊=30,000円→合計旅行代金80,000円が下限額30,000円を上回っているため対象 ○割引適用額：80,000円×40%=32,000円だが、上限額が5,000円×2泊×3名=30,000円のため、30,000円の割引を適用</p> <p>（例2）合計旅行代金が10,000円（大人1人1泊 5,000円・乳幼児1人1泊0円、大人2人・乳幼児1人、1泊2日の場合）の平日における宿泊商品（交通なし） ○乳幼児を含めて3名で計算した下限額：平日の下限額5,000円×3名×1泊=15,000円→合計旅行代金10,000円が下限額15,000円を下回っているため対象外（割引適用額は0円） ○乳幼児を含めて2名で計算した下限額：平日の下限額5,000円×2名×1泊=10,000円→合計旅行代金10,000円が下限額10,000円を満たしているおり対象となるためこちらを採用 ○割引適用額：10,000円×40%=4,000円、上限額（5,000円×1泊×2名=10,000円）の範囲内であるため、4,000円の割引を適用</p>
制度・適用条件	大人と子供の旅行代金が異なる場合、割引額はどのように計算すればいいですか。	<p>基本的には、割引額は合計旅行代金を基準に算出（例1）します。</p> <p>（例1）合計旅行代金が170,000円（大人1人1泊 35,000円・子供1人1泊15,000円、大人2人・子供1人、2泊3日の場合）の平日における交通付き宿泊商品 170,000円×40%=68,000円だが、上限額が8,000円×2泊×3人=48,000円のため、48,000円の割引を適用</p> <p>ただし、事業者の業務実態に合わせ、参加者個別に販売補助金を算出（例2）することも可能です。 ※この場合、合計旅行代金を基準する場合と比較し割引額が低くなる点にご留意ください。</p> <p>（例2）と同じ事例の交通付き宿泊商品 大人A：35,000円×2泊×40%=28,000円だが、上限額が8,000円×2泊=16,000円のため、16,000円の割引を適用 大人B：35,000円×2泊×40%=28,000円だが、上限額が8,000円×2泊=16,000円のため、16,000円の割引を適用 子供C：15,000円×2泊×40%=12,000円、上限額（8,000円×2泊=16,000円）の範囲内であるため、12,000円の割引を適用 ⇒合計の割引適用額は16,000円+16,000円+12,000円=44,000円</p>
制度・適用条件	もっとTokyoとの併用は可能ですか。	もっとTokyoとの併用について、条件を満たす場合は可能となります。条件については、もっとTokyoのHPをご覧ください。（ https://motto-tokyo.jp/ ）なお、適用になる旅行・宿泊プランは各事業者にご確認ください。
制度・適用条件	乳幼児についても本人確認書類は必要でしょうか。	<p>乳幼児についても、本人確認書類は必要となります。有効な確認書類については、下記をご覧ください。</p> <p>「ただいま東京プラス」本人確認・居住地確認のための身分証明書等一覧 https://ryokoshientokyo.jp/pdf/ryokoshientokyo_identification_221007.pdf</p>
制度・適用条件	確認書類はすべて原本の提示が必要ですか。コピーまたはスマートフォン等で撮影した画像の提示でも有効ですか。	<p>「本人確認書類」は原本での提示が必須です。 「ワクチン接種歴等の確認書類」はコピーやスマートフォン等で撮影した画像の提示でも有効です。</p>

大項目	Q.質問	A.回答
制度・適用条件	休日・平日の定義は何ですか。	宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日がともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。 日帰り旅行については、土曜・日曜・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱います。
制度・適用条件	宿泊当日に本人確認書類や居住地確認書類、ワクチン接種歴等の確認書類を忘れてしまった場合はどうすればよいですか。後日提示でも問題ないでしょうか？	後日送付などによる提示は認められておりません。対象外となります。
クーポン	紙のクーポンを破損・紛失した場合、再発行はできますか？	申し訳ございませんが、再発行は致しかねます。
クーポン	クーポン加盟店が独自に行っている割引と本事業のクーポンを併用することはできますか。	併用可能です。ただし、加盟店によっては併用できない取扱いとしている場合がありますので、各加盟店へお問い合わせください。
クーポン	クーポンを利用して購入した商品について、返品は可能ですか。	クーポンを利用して購入した商品については原則返品できません。
クーポン	クーポンはいつ、誰からもらえますか？	ご予約された宿泊施設ごとに、チェックイン時にお渡しします。同施設で連泊する場合も原則チェックイン時にまとめてお渡しします。なお、クーポンの受け取り方法は宿泊施設ごとに異なりますので、ご予約いただいた宿泊施設に直接ご確認ください。なお、日帰り旅行の場合は、原則、旅行当日の集合時等に添乗員又は現地係員等からお受け取りください。
クーポン	クーポンの利用回数に制限はありますか。	利用期間中であれば利用回数に制限はありません。
クーポン	クーポンの有効期間について教えてください。	クーポンの有効期間について、宿泊商品や宿泊旅行商品の場合はチェックイン日からチェックアウト日の23:59まで、日帰り旅行の場合は旅行日の23:59までとなります。ただし、都内における連泊の場合、2泊目以降に付与されるクーポンは各宿泊開始日の0時からチェックアウト日又は本事業期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効です。クーポンの表面に有効期間が印字されますので、そちらもご確認ください。
クーポン	クーポンは旅行代金・宿泊代金に利用できますか。	クーポンは旅行代金や宿泊料金にはご利用いただけません。
クーポン	クーポンを払い戻して現金化したいのですが可能ですでしょうか。	クーポンの払戻し、現金化はできません。
クーポン	クーポンについて、現金やクレジットカード、キャッシュ決済と併用して支払い可能ですでしょうか。	併用してお支払いいただけます。
クーポン	電子クーポンを利用したいのですが、スマートフォン・タブレットを忘れてしまいました。紙クーポンの利用は可能ですか？	アプリにクーポンをチャージした後は、スマホ・タブレットがないとご利用いただけません。アプリにクーポンをチャージする前であれば、A4サイズの紙クーポンのままでもご利用いただける店舗もございますが、店舗数が限られています。対象店舗については、「ただいま東京プラス」のWEBサイトまたはregionPAYアプリをご確認ください（掲載準備中）。
クーポン	紙のクーポンは無いのですか。	商品券タイプの紙クーポンはございません。宿泊事業者等から発行されたA4サイズの紙クーポンに記載のQRを、クーポンご利用者のスマホのアプリに読み取ってご利用いただけます。なお、A4サイズの紙クーポンのままでもご利用いただける店舗もございますが、店舗数が限られています。対象店舗については、「ただいま東京プラス」のWEBサイトまたはregionPAYアプリをご確認ください（掲載準備中）。
コロナ関係	1つの宿泊施設に連続して宿泊する場合、陰性証明（検査結果通知書）を毎日提示する必要がありますか。 また、1つの旅行で複数の宿泊施設に宿泊する場合、チェックインごとに陰性証明（検査結果通知書）を提示する必要がありますか。	1つの宿泊施設に連続して宿泊する場合は、チェックイン時に有効期間内の陰性証明（検査結果通知書）を提示いただければ、2泊目以降の提示は不要です。 1つの旅行で複数の宿泊施設に宿泊する場合は、予約方法により異なります。 ・パッケージツアー等の場合は、旅行開始日のチェックイン時に提示いただければ、2軒目以降については提示不要です。 ・宿泊施設に直接予約された場合は、2軒目以降のチェックイン時に、旅行開始日に提示した陰性証明（検査結果通知書）とともに、旅行開始日が分かる書類（初泊の宿泊施設の領収書等）を提示し、陰性証明が旅行開始日において有効であったことの確認を受けてください。
コロナ関係	PCR検査等の陰性証明（検査結果通知書）について、有効期限などはありますか。	PCR検査・抗原定量検査の場合は確認日（利用開始日）の3日前以降、抗原定性検査の場合は前日又は当日の検体採取による検査結果が陰性であることが条件です。

よくある質問 (FAQ) <一般の利用者>

2022/10/19 時点 Ver.1

大項目	Q.質問	A.回答
コロナ関係	ワクチン接種歴又はPCR検査等陰性の確認書類が不要となる場合がありますか。	同居する保護者等の監護者が同伴する12歳未満の利用者については不要です。同居する保護者等の監護者が同伴しない12歳未満の利用者については、ワクチン接種歴（2回接種から14日以降経過したもの）またはPCR検査等陰性の確認書類が必要です。また、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）についても、ワクチン接種歴等の確認を省略し参加可能ですが、引率者については、ワクチン接種歴（3回以上）又はPCR検査等での陰性確認が必要です。
コロナ関係	外国でワクチン接種した場合の接種証明は使用できますか。	外国でワクチン接種した場合でも、発行国・地域を問わず、以下の URL に記載の内容をすべて満たす証明書であれば有効です（※英語・日本語以外は翻訳が添付されているもの）。 （「海外から日本への入国に際し有効と認めるワクチン接種証明書について」URL） https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf
コロナ関係	PCR等の簡易キット検査でも証明となりますか？	対象となる検査は、簡易キット検査かどうかは問わず、PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査が対象です。ただし、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限が記載されている陰性証明（検査結果通知書）を提示してください。念のため、検査機関には事前にご確認をお願いします。
コロナ関係	新型コロナウイルスワクチン3回以上接種済の方と、未接種の方（検査受検なし）が同一グループで宿泊する場合の割引対象はどうなりますか。	助成適用の条件を満たす方（この場合はワクチン3回接種済の方）のみ、割引対象となります。